

【資料 3】

秋田県下水道事業等ウォーター P P P 導入可能性基礎調査業務委託 企画提案競技審査要領

1 趣旨

この要領は、秋田県下水道事業等ウォーター P P P 導入可能性基礎調査業務委託企画提案競技に係る審査を公正かつ適正に行うために必要な事項について定める。

2 審査会

審査の公平性を確保するため、秋田県下水道事業等ウォーター P P P 導入可能性基礎調査業務委託企画提案競技審査会（以下「審査会」という。）を置き、3 に定める方法により審査を行う。

3 審査の実施方法

- （1）審査は、企画提案書等による書類審査及びプレゼンテーションにより実施する。
- （2）委員又は委員の代理は、企画提案競技審査表に基づき、評点を付するものとする。
- （3）評価項目ごとに各委員の評点の平均値（小数点第 3 位を切り上げ）を計算し、合計したものを総合評価点とする。50 点を最低基準点とし、総合評価点がそれ以上のものの中で最も総合評価点が高い参加者を受託候補者として選定する。
- （4）総合評価点と同点の提案が 2 つ以上あった場合は、「効果的手法の導入可能性の検討」と「事業発案段階マーケットサウンディング」の合計点が最も高い参加者を受託候補者として選定する。
- （5）上記（3）、（4）の両方が同点の提案が 2 つ以上あった場合は、審査会で協議を行い受託候補者を選定する。
- （6）参加者が 1 社の場合も審査を実施し、上記（3）に示す最低基準点をクリアする場合には、当該参加者を受託候補者として選定する。

企画提案競技審査表

	評価項目	評価基準	配点	評価				
				A	B	C	D	E
定量的評価項目	企業の実績	同種業務の実績が豊富で、本業務の履行に当たって十分な経験を有しているか。	5	・業務実績が3件以上：5点 ・業務実績が2件：3点 ・業務実績が1件：0点				
	配置予定の管理技術者の実績	同種業務の実績が豊富で、本業務の履行に当たって十分な経験を有しているか。	5	・業務実績が3件以上：5点 ・業務実績が2件：3点 ・業務実績が1件：0点				
	賃金水準の向上	賃金水準の向上の取組を積極的に進めているか。	5	別紙1による				
	女性の活躍推進	女性の活躍推進に係る取組を積極的に進めているか。	5	別紙1による				
定性的評価項目	業務実施方針	本業務の目的を正しく理解し、重視する事項や着眼点が適切に認識されているか。 また、効率的に業務を進めるための工夫等が示されているか。	10	10	8	6	4	0
	業務実施体制	円滑な業務の遂行及び成果品の品質確保のために効果的で適切な人員配置、役割分担となっているか。 多角的な視点から検討を進めることができる体制が執られているか。	10	10	8	6	4	0
	業務工程計画	具体的な業務スケジュールが示されており、各段階において発注者や関係機関と協議すべきポイント等が明確となっているか。	10	10	8	6	4	0
	秋田県の下水道事業等の現状と課題の把握	秋田県及び県内市町村が運営する生活排水処理事業の経営状況やこれまでの取組を詳細に分析し、適切に課題を把握しているか。	15	15	12	9	6	0
	効果的手法の導入可能性の検討	県が管理する流域下水道のみならず、県内市町村におけるウォーターPPPの検討の一助とするための広域化策や他分野連携スキームの検討手法が提示されているか。	15	15	12	9	6	0
	事業発案段階マーケットサウンディング	民間事業者の意向調査における留意点や適切な方法等が提案されているか。	15	15	12	9	6	0
	見積の妥当性（5点）	見積金額が実施要領に規定する上限額の範囲内で経済的かつ妥当な金額か	5	・経済的に優位性があり、効率的に業務を遂行するための工夫等が企画提案書全体を通して確認できる：5点 ・効率的に業務を遂行するための工夫等が企画提案書全体を通して確認できる：3点 ・見積金額は上限額の範囲内であるが、効率的に業務を遂行するための工夫等が確認できない：1点				
計100点								

【評価区分】 A：極めて優秀、 B：良い、 C：概ね妥当、 D：やや悪い、 E：悪い

(別紙1)

評価項目	設定区分			配点	
	大区分	小区分			
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1. 50%以上		3.0	
		2. 00%以上		4.0	
		3. 00%以上		5.0	
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法※3	各 0.25	最大 0.5
			次世代法※3		
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※2			1.0	最大 3.0
	法令に基づく認定	女活法 ※3	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2.0	
		次世代法 ※3	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2.0	
	若者雇用促進法※3	ユースエール	0.5		
	秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰		各 0.5	最大 1.0
		子ども・子育て支援知事表彰			
		男女共同参画社会づくり表彰			

注1 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとする。

注2 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（各評価項目5点、合計10点）により配点を行うものとする。

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）」により比較する。

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）